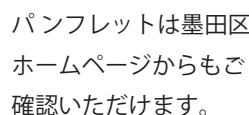


お気軽にご相談ください！

鐘ヶ淵周辺地区において、これまでどおり一定要件を満たした老朽建築物の除却に要する費用や建て替え等に要する費用の助成を受けることができます。

助成額 150 万円 + 100 万円（建築設計助成費）+ その他加算

助成額 100 万円（建築設計助成費）+ 上限 90 万円（老朽建築物除却助成費）+ その他加算



C. 固定資産税・都市計画税の減免

① 不変化のために建設された場合
減免の対象となる

最高5年間 全額減税

家賃に上乗せして賃貸する物件、都市計画税に關して全額減税が受けられます！

※家賃に上乗せして賃貸する物件の所有者が同一であること、敷地の形状が専有によりあることなどの要件があります。

② 既存建築物を撤去し更地にした場合
減免の対象となる

最高5年間 8割減税

土壌に付着した汚染物質、都市計画税に關して全額減税となり汚染物質はなし！

※インフラ・サービスなど、近隣事業に關しては、被害を蒙っている、被害を蒙っていないに依り減免が適用される場合があります。

建物の増れ

① 不変化のために建設した土地の所有者の増れ
対象：一般事業用地で申請が必要となります。

② 既存建築物を撤去し更地にした場合の土地の増れ
対象：一般住宅地・一般事業用地で申請が必要となります。

③ ①②の両減税を受けるには
都市計画課に所屬して申請してください。

前年度の手続き
1月1日(5月31日)

申請書提出
2月

審査
3月

減税決定
4月

前年度年率適用 (減額済)

今年度年率適用 (減額済)

※固定資産税・都市計画税の減免申請については、**税務課**より電話(03-3255-2067)または窓口でお受けください。

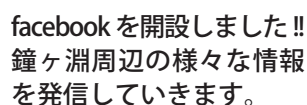
D. まちづくりコンシェルジュ

相談者のニーズに沿った建設費やスームに合わせた「まちづくりコンシェルジュ」が無料です。お気軽にアクセスしてください。

まちづくりコンシェルジュの相談窓口

- 1 東京都まちづくりの駅 (一般財団法人墨田まちづくり公社 京島事務所)
住所：墨田区京島二丁目5番5号
電話：03-3671-2262
- 2 都庁まちづくりの駅 (一般財団法人墨田まちづくり公社 錦ヶ丘事務所)
住所：墨田区錦糸五丁目40番3号
電話：03-4657-5966

鐘ヶ淵まちづくりの駅
☎ 03-6657-5968



@sumimachi.kane